

第7章 環境保全のための措置

「第6章 調査、予測及び評価の結果」に示した予測及び評価の結果は、表7.1に示す環境保全のための措置を前提としたものであり、事業の実施にあたり、これらの措置は必須事項である。

したがって、これらの措置を設計、建設及び管理運営の各段階において特定された民間事業者へ周知し、民間事業者はこれを遵守することにより、環境影響の回避・低減を図ることとする。

なお、設計・建設段階においては立会検査により、管理運営段階においては運営モニタリングにより事業者が環境保全措置の実施状況を確認する計画である。また、環境に影響がみられるおそれがある場合やみられた場合は都市計画決定権者と協議の上、対策を講じるものとする。

表 7.1(1) 環境保全のための措置

環境要素	影響要因		環境保全のための措置
大気質	工事の実施	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風が強く、工事により粉じんが発生する場合には散水を行う。 ・ 天候等の条件により周辺民家に粉じんが飛散するような場合は工事を中止する。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に工事計画を十分検討し、資材運搬等の車両の集中を避ける。 ・ 規制速度の遵守、過積載の防止を指導する。 ・ 車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。 ・ 最新の排出ガス適合車の使用に努める。 ・ 車両運行ルートの特例、飛散防止カバーの点検、タイヤの清掃、車両出入り口付近の路面散水等により、粉じんの飛散防止に努める。
	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(排ガス、機械等の稼働)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排ガス処理設備を設置する。 ・ 大気汚染防止法等の規制基準値を下回る環境保管理値を設定する。 ・ 灰ピット・薬剤処理設備等の灰処理設備を適切に整備し、焼却灰の飛散を防止する。 ・ 施設の点検、整備を十分行う。 ・ プラットホーム内は負圧を維持し、施設外に粉じん等が拡散しない構造とする。
廃棄物の搬出入		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に車両運行計画を十分検討し、ごみ搬入車両等の集中を避ける。 ・ 規制速度の遵守を指導する。 ・ 車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。 ・ 最新の排出ガス適合車の使用に努める。 ・ 車両運行ルートの特例、飛散防止カバーの点検、タイヤの清掃、車両出入り口付近の路面散水等により、粉じんの飛散防止に努める。 	

表 7.1(2) 環境保全のための措置

環境要素		影響要因		環境保全のための措置
騒音	騒音、 低周波音	工事の実施	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に工事計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・ 建設機械の使用に当たっては点検、整備を十分に行う。 ・ 建設機械の運転は丁寧に行い、空ぶかし等は行わない。 ・ 低騒音型建設機械を積極的に採用するよう指導する。 ・ 敷地境界には工事用仮囲いを設置し騒音の伝播を防止する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に工事計画を十分検討し、資材運搬等の車両の集中を避ける。 ・ 規制速度の遵守、過積載の防止を指導する。 ・ 車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(機械等の稼働)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防音材を使用し、施設外部への伝播を防止する。 ・ 騒音・低周波音の発生源となる設備は、できるだけ建築物内中央部に設置し、施設外部への騒音・低周波音の伝播を防止する。 ・ 建築物による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸気口・排気口の位置にも考慮した設備・機器の配置とする。 ・ 設備の点検、整備を十分行う。
			廃棄物の搬出入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両運行計画を十分検討し、ごみ搬入車両等の集中を避け効率的な運行に努める。 ・ 規制速度の遵守を指導する。 ・ 車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。

表 7.1(3) 環境保全のための措置

環境要素		影響要因		環境保全のための措置
振動	振動	工事の実施	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に工事計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・ 建設機械の使用に当たっては点検、整備を十分に行う。 ・ 建設機械の運転は丁寧にいき、空ぶかし等は行わない。 ・ 低振動型建設機械を積極的に採用するよう指導する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に工事計画を十分検討し、資材運搬等の車両の集中を避ける。 ・ 規制速度の遵守、過積載の防止を指導する。 ・ 車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転を行わないよう指導する。
		土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（機械等の稼働）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防振材を使用し、振動の発生を防止する。 ・ 周辺の住宅の状況を考慮し、可能な限り振動の伝播を少なくする機器の配置に努める。 ・ 設備の点検、整備を十分行う。
			廃棄物の搬出入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に車両運行計画を十分検討し、ごみ搬入車両等の集中を避ける。 ・ 規制速度の遵守を指導する。 ・ 車両の整備の実施、空ぶかし等の不良運転をしないよう指導する。
悪臭	悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働（排ガス、機械等の稼働）	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラットホーム内は負圧を維持し、施設外に臭気が拡散しない構造とする。 ・ ごみピット内で発生する臭気は、燃焼用空気として吸引し、炉内で高温燃焼脱臭する。 ・ 焼却炉停止時には、臭気を吸引し、脱臭装置を使用して臭気処理を行う。
水質	水の濁り	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。 ・ 沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。 ・ 強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。
	水の汚れ、水の濁り			土地又は工作物の存在及び供用

表 7.1(4) 環境保全のための措置

環境要素		影響要因		環境保全のための措置	
地下水の水位及び水質	地下水の水位	土地又は工作物の存在及び供用	施設の稼働(機械等の稼働)	<ul style="list-style-type: none"> 排水等の循環利用を促進させ、地下水の利用量を極力減らす方策を検討する。 緑地帯の設置等、雨水を可能な限り地下浸透させる施設・構造を採用し、地下浸透水への影響を抑制する方策を検討する。 周辺地下水への影響がなるべく出ない配置となるよう、地下構造物の位置に配慮し敷地境界からの距離を確保する。 	
動物	重要な動物種及び注目すべき生息地	工事の実施	造成工事及び施設の配置等	<ul style="list-style-type: none"> 工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、動物への影響を低減する。 地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とする。 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。 沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。 強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。 	
			土地又は工作物の存在及び供用	地形変更後の土地及び施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> 地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる配置計画とする。
			施設の稼働(排水)	<ul style="list-style-type: none"> プラント排水は、処理後に施設内で利用し、無放流とする。 生活排水は、浄化槽により適正処理した後に排水する。 雨水調整池を設置し、計画的な排水に努める。又、雨水調整池については定期的に浚渫を行う。 	
			施設の稼働(機械等の稼働)	<ul style="list-style-type: none"> 防音材・防振材を使用し、施設外部への騒音・振動の伝播を防止する。 騒音・低周波音の発生源となる設備は、できるだけ建築物内中央部に設置し、施設外部への騒音・低周波音の伝播を防止する。 建築物による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸気口・排気口の位置にも考慮した設備・機器の配置とする。 可能な限り振動の伝播を少なくする機器の配置に努める。 設備の点検、整備を十分行う。 	

表 7.1(5) 環境保全のための措置

環境要素		影響要因		環境保全のための措置
植物	重要な植物種及び群落とその生息地	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、植物への影響を低減する。 ・ 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。 ・ 沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。 ・ 強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。
		土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・ 速やかな緑化に努め、植栽は周辺の樹林との連続性を図り、又、樹種の選定においては在来種を中心に行う。
			施設の稼働(排水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラント排水は、処理後に施設内で利用し、無放流とする。 ・ 生活排水は、浄化槽により適正処理した後に排水する。 ・ 雨水調整池を設置し、計画的な排水に努める。又、雨水調整池については定期的に浚渫を行う。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用地の不適切な管理(ゴミ等の放置等)を防止し、動植物への影響を低減する。 ・ 地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる工事計画、配置計画とする。 ・ 工事中は適切な規模の沈砂池を設置する。又、沈砂池については必要に応じて浚渫を行う。 ・ 沈砂池の放流水質を監視し、異常値が確認された場合は、適切な措置を講ずる。 ・ 強い雨が想定される場合は、裸地をシート等により被覆する。
		土地又は工作物の存在及び供用	地形改変後の土地及び施設の存在	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地上性の哺乳類・両生類・爬虫類を対象に、生活史上において利用される複数の環境区分間の移動経路を確保又は分断を回避できる配置計画とする。
			施設の稼働(排水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ プラント排水は、処理後に施設内で利用し、無放流とする。 ・ 生活排水は、浄化槽により適正処理した後に排水する。 ・ 雨水調整池を設置し、計画的な排水に努める。又、雨水調整池については定期的に浚渫を行う。

表 7.1(6) 環境保全のための措置

環境要素		影響要因		環境保全のための措置
生態系	地域を特徴づける生態系	土地又は工 作物の存在 及び供用	施設の稼働 (機械等の稼働)	<ul style="list-style-type: none"> 防音材・防振材を使用し、施設外部への騒音・振動の伝播を防止する。 騒音・低周波音の発生源となる設備は、できるだけ建築物内中央部に設置し、施設外部への騒音・低周波音の伝播を防止する。 建築物による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸気口・排気口の位置にも考慮した設備・機器の配置とする。 可能な限り振動の伝播を少なくする機器の配置に努める。 設備の点検、整備を十分行う。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工 作物の存在 及び供用	地形改変後の土地及び施設 の存在	<ul style="list-style-type: none"> 圧迫感を与えない施設の形状及び配置計画に努める。 敷地内の外周部に植栽を施し、人工的雰囲気を緩和するよう配慮する。 周囲の景観と調和するデザイン、色彩を採用する。
人と自然との 触れ合い活動 の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工 作物の存在 及び供用	地形改変後の土地及び施設 の存在	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の外周部に植栽を施し、人工的雰囲気を緩和するよう配慮する。 事前に車両運行計画を十分検討し、ごみ搬入車両等の集中を避ける。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> 建設残土及び副産物については、可能な限り場内利用又は再資源化に努める。 場内利用又は再資源化が困難な廃棄物については、保管標識等を用いて適切に保管及び処理する。 工事期間中は、工事現場に監督員を配置するとともに、第三者に工事監理を委託し、建設副産物について適切に処理されるよう監視を行う。
	廃棄物	土地又は工 作物の存在 及び供用	廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物については、適正な処理に努める。 施設では処理が困難な廃棄物、処理を行わず一時保管する廃棄物については、適切に保管する。 計画施設の運営にあたっては、3Rの推進など、自治体の廃棄物の削減施策等を適切に実施する。
温室効果ガス等	二酸化炭素等	土地又は工 作物の存在 及び供用	施設の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却排熱から回収した熱を利用して効率的な発電を行い、施設内等で利用する。 ごみ搬入車両については燃費性能のよい車両を積極的に導入するよう収集委託業者を指導する。 造成工事及び施設の設置にあたっては、燃費性能のよい建設機械及び工食用車両を導入する。